

「三次市こども計画」の確保方策への反映事項について

令和 7 年 4 月から変更のあるものについて、以下のように反映しています。

2 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育の需要量及び確保の方策

No.	頁	項 目		R6	R7	理 由
1	100	○「確保方策（提供量）」の「特定教育・保育施設」	「2 号認定」（保育）	1,213 人	1,181 人	①令和 7 年 4 月から東光保育所の定員を変更することに伴う定員増 150 名 → 162 名 ②令和 7 年 3 月をもって河内保育所が廃所することに伴う定員減 ▲20 人
2			「3 号認定」（1・2 歳児）	503 人	527 人	
3			「3 号認定」（0 歳児）	139 人	139 人	